

同愛媛運輸支局今治海事事務所	166
同愛媛運輸支局宇和島海事事務所	150
同高知運輸支局	151
九州運輸局	152
同福岡運輸支局	154
同福岡運輸支局若松海事事務所	153
同下関海事事務所	162
同長崎運輸支局	155
同長崎運輸支局佐世保海事事務所	156
同大分運輸支局	158
同熊本運輸支局	157
同宮崎運輸支局	159
同鹿児島運輸支局	160
同鹿児島運輸支局名瀬海事事務所	161
沖縄総合事務局	163
同宮古海運事務所	164
同八重山海運事務所	165

（旅客自動車運送事業等報告規則の一部改正）

第三十二條 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）の二項を次のように改正する。

第二一條第一項中「若しくは陸運支局長（以下「運輸陸運支局長」といふ。）」を「運輸監理部長（以下「運輸監理部長」といふ。）若しくは運輸支局長（以下「運輸支局長」といふ。）」に改め、同項の表及び同条第四項中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

第三條中「又は陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

第四條中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

第二号様式、第三号様式及び第四号様式中「〇〇運輸局〇〇陸運支局」を「〇〇運輸監理部又は〇〇運輸支局」に、「陸運支局の」を「運輸監理部又は運輸支局の」に改める。

（特殊貨物船舶運送規則の一部改正）

第三十三條 特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十一号）の二部を次のように改正する。

第一條の二中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「地方運輸局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十三号）別表第三に定める海運支局の長」を「運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局、特定運輸支局を除く。）を除く。」同令別表第五第二号に掲げる海運事務所の長」に改める。

第五号様式、第六号様式、第八号様式及び第十号様式中「海運輸監理部長、地方運輸局海運支局長、海運監理部海運支局長」を「運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長、地方運輸監理部運輸支局長」に改める。

監理部長、運輸支局長、運輸局海事事務所長、理部海事事務所長、同運輸支局海事事務所長」に改める。

（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特別章に関する法律施行規則の一部改正）
第三十四條 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特別章に関する法律施行規則（昭和三十九年運輸省令第六十三号）の二部を次のように改正する。

本則中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

第三條第二項第一号中「陸運支局（）」を「運輸監理部又は運輸支局（）」に改め、「陸運支局の」を削る。

同条を次のように改める。

別表（第三條関係）

運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所	表示する文字	運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所	表示する文字
札幌運輸支局	S P	松本自動車検査登録事務所	N N M
函館運輸支局	H D	福井運輸支局	F I
旭川運輸支局	A K	岐阜運輸支局	G F G
室蘭運輸支局	M R	飛騨自動車検査登録事務所	G F H
釧路運輸支局	K R	静岡運輸支局	S Z S
帯広運輸支局	O H	浜松自動車検査登録事務所	S Z H
北見運輸支局	K I	沼津自動車検査登録事務所	S Z N
青森運輸支局	A M A	愛知運輸支局	A C N
八戸自動車検査登録事務所	A M H	豊橋自動車検査登録事務所	A C T
岩手運輸支局	I T	西三河自動車検査登録事務所	A C M
宮城運輸支局	M G	小牧自動車検査登録事務所	A C O
秋田運輸支局	A T	三重運輸支局	M E
山形運輸支局	Y A	滋賀運輸支局	S I
庄内自動車検査登録事務所	Y A S	京都運輸支局	K T
福島運輸支局	F S	大阪運輸支局	O S O
いわき自動車検査登録事務所	F S I	なにわ自動車検査登録事務所	O S N
茨城運輸支局	I G M	和泉自動車検査登録事務所	O S I
土浦自動車検査登録事務所	I G T	神戸運輸監理部	H G K
栃木運輸支局	T G U	姫路自動車検査登録事務所	H G H
佐野自動車検査登録事務所	T G C	奈良運輸支局	N R
群馬運輸支局	G M	和歌山運輸支局	W K
埼玉運輸支局	S T O	鳥取運輸支局	T T
所沢自動車検査登録事務所	S T T	島根運輸支局	S N
熊谷自動車検査登録事務所	S T K	岡山運輸支局	O Y